

第百十二回 参議院文教委員会會議錄第一号

昭和六十三年三月十日(木曜日)
午後零時三十五分開会

委員氏名

委員長 田沢 智治君
理事 仲川 幸男君
理事 林 寛子君
理事 粕谷 照美君
理事 佐藤 昭夫君
理事 小野 清子君
理事 川原新次郎君
理事 木宮 和彦君
理事 山東 昭子君
理事 杉山 令肇君
理事 世耕 政隆君
理事 竹山 裕君
理事 寺内 弘子君
理事 柳川 覺治君
理事 久保 亘君
理事 安永 英雄君
理事 高木健太郎君
理事 高桑 栄松君
理事 勝木 健司君
理事 下村 泰君

理事

委員

政府委員

文部大臣

文部大臣 中島源太郎君

文部政務次官 船田 元君

文部大臣官房長 古村 澄一君

文部大臣官房総務審議官 川村 恒明君

文部大臣官房會計課長 野崎 弘君

文部省初等中等教育局長 而崎 清久君

文部省教育助成局長 加戸 守行君

文部省高等教育局長 阿部 充夫君

文部省高等教育局私学部長 坂元 弘直君

文部省学術国際局長 植木 浩君

文部省社会教育局長 齋藤 諒淳君

文部省体育局長 國分 正明君

文化庁次長 横瀬 庄次君

事務局側

常任委員会専門員 佐々木定典君

本日の會議に付した案件

○国政調査に関する件

○教育、文化及び学術に関する調査(文教行政の基本施策に関する件)

(昭和六十三年度文部省関係予算に関する件)

○委員長(田沢智治君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨年の十二月二十六日、山本正和君が委員を辞任され、その補欠として安永英雄君が選任されました。

○委員長(田沢智治君) 次に、国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、教育、文化及び学術に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(田沢智治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田沢智治君) 次に、教育、文化及び学術に関する調査を議題といたします。

まず、文教行政の基本施策について、中島文部大臣から所信を聴取いたします。中島文部大臣。

大臣から所信を聴取いたします。中島文部大臣。○国務大臣(中島源太郎君) 第百十二回国会におきまして、文教各般の問題を御審議いただくに当たり、所信の一端を申し述べます。

教育は、国家社会発展の基盤を培うものであり、次代の日本を担う青少年を育成する上で一日たりともゆるがせにできない国政上の重要課題であります。

臨時教育審議会は、現在の教育が抱える諸課題を踏まえつつ、時代の進展に対応した教育の実現を期し、四次にわたる答申を提出して、昨年八月、三年間に及ぶ活動を終えられました。政府としては、既に各般の施策の具体化に着手してきておりますが、今後とも臨時教育審議会答申に示された広範多岐にわたる改革提言の着実な推進に努めることとしております。このため、昨年十月に政府全体として当面取り組むべき重要な課題とその具体化方策を明らかにした教育改革推進大綱を閣議決定したところであり、当面、同大綱に沿って所要の施策を積極的に推進してまいります。また、教育改革に関する施策を円滑かつ効果的に推進するため、総理府に臨時教育改革推進会議(仮称)を新たに設置すべく政府において所要の準備を進めているところであります。

私は、教育改革の担当大臣として、その果たすべき役割と責務を十分認識し、教育、学術、文化、スポーツに対する国民や社会の要請にこたえようと、我が国が国際社会へ積極的に貢献していくべく、教育改革の実現に全力を傾けてまいります。

以下、主要な課題について私の基本的な考え方を申し述べます。

第一は、生涯学習の振興についてであります。今日、情報化、国際化などの社会の変化に主体的に対応し、今後とも社会の活力を維持し豊かな社

会を築いていくために、学歴社会の弊害を是正するとともに、国民の生涯にわたる学習の成果が適正に評価される社会の形成が必要とされていきます。また、長寿社会の到来や自由時間の増大、所得水準の向上等を背景とする生活環境の変化に伴い、人々の学習意欲が高まるとともに、科学技術の高度化や社会の情報化の進展等により、新たな知識、技術の修得などの学習需要が増大しております。

文部省としては、このような国民の要望にこたえ、生涯学習を積極的に振興する観点から、国、地方を通ずるその振興のための体制整備を図つてまいります。また、必要な施設の整備、指導者の養成確保、多様な学習情報の提供、高等教育機関への社会人の受け入れ促進、放送大学による学習機会の拡充等を中心とする生涯学習の基盤整備に努めてまいります。家庭、学校、地域社会各分野の教育機能を活性化するとともに、国民が学校教育、社会教育、スポーツ、文化活動等を通じて、生涯のどの時期でも適時適切な学習をすることができ、社会の実現を図つてまいります。

第二は、初等中等教育の改善充実についてであります。

これからの初等中等教育においては、二十一世紀に向かって、国際社会に生きる日本人を育成するという観点に立ち、豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成や社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を図り、また基礎、基本を重視し、個性を生かす教育の充実を図ることが重要であります。このため、昨年末の教育課程審議会の答申を受けて学習指導要領等の改訂を行い、教育指導の改善に取り組んでまいりる所存であります。

また、道徳教育につきましては、今後とも、学校と家庭や地域社会とのより密接な連携を図りながら、その一層の充実を図ってまいります。

児童生徒の問題行動の解決には、学校がその責任を十分果たすとともに、学校、家庭、地域社会が一体となった取り組みを推進することが肝要であります。

あります。このため、文部省としては、児童生徒の健全育成のための諸施策の一層の充実に努めてまいります。

さらに、高等学校教育の多様化、弾力化を推進するため、高等学校の定時制、通信制課程の修業年限の弾力化を図るなど所要の制度改善に取り組んでまいりる所存であります。

幼児教育、職業教育及び特殊教育につきましては、今後とも一層の振興を図るとともに、児童生徒が生涯にわたる心身ともに健康で充実した生活を送ることができるよう健康教育の充実に努めてまいります。

次に、教育条件の整備につきましては、児童生徒一人一人により行き届いた教育を行うため、四十人学級を初めとする教職員定数改善計画の着実な推進に努めることとともに、義務教育教科書無償給付制度の堅持、過大規模校の解消等公立学校施設の整備に努めてまいります。

教員の資質能力の向上は、教育改革を進める上で最も重要な政策課題の一つであります。

そのためには、教員養成、現職研修の各段階を通じて総合的な施策を講じていく必要があります。文部省としては、昨年末の教育職員養成審議会の答申を踏まえて、所要の制度改善を図つてまいります。

その第一は、今後の学校教育の内容の変化に対応するとともに、広く教員に人材を得るため、教員養成、免許制度の改善を図ることです。

第二は、教員としての第一歩を踏み出す最初の段階において充実した研修を行うことにより、教員としての使命感や実践的指導力を養わせるため、新任教員に対する一年間の初任者研修制度を創設することです。

なお、初任者研修制度の円滑な本格実施を図るため、その試行を昭和六十三年度にはすべての都道府県、指定都市において実施することとしております。

さらに、特色ある地方教育行政の展開を図るため、教育委員会の活性化を進めてまいります。

第三は、高等教育の改革と充実についてであります。

二十一世紀に向けて我が国が国際社会に貢献する国家として、より一層発展していくためには、社会や国民の多様な要請を踏まえつつ、大学を中心とする高等教育の改革を推進することが重要な課題となっております。このため、大学等の教育研究の高度化、個性化、活性化等を図る具体的方策につきまして、昨年に発足いたしました大学審議会に検討をお願いしているところであり、今後その審議の動向を見きわめながら、大学改革の諸課題の具体化に積極的に取り組んでまいりる所存であります。当面、特に、大学院の充実と改革を図るため、大学院全般の整備並びにその高度化及び多様化の推進に努めてまいりたいと存じます。

大学入試の改善につきましては、国公私立大学を通じて受験生の個性、能力、適性に応じた多様な入学選抜の実現を図るため、昭和六十五年度入試から臨時教育審議会答申を踏まえた入試改革を実施することを目途に、大学入試センターの所掌事務の変更等所要の準備を進めていくこととしております。また、国立大学の入学試験につきましては、複数受験制度や二次試験のあり方について国立大学協会とも協力して適切な改善が図られるよう努力を重ねる所存であります。

さらに、国立学校の整備につきましては、総合研究大学院大学を創設し、三重大学に医療技術短期大学部を併設する等、努めて精選しつつも学問の発展及び時代の進展に即し、教育研究の推進に必要な整備に力を注ぐこととしております。

第四は、学術研究の振興についてであります。大学を中心とする学術研究は、国家、社会のあらゆる分野の発展の基盤を形成するものであり、その振興は極めて重要であります。とりわけ独創的、先端的な学術研究を推進し、世界の学術の進展に積極的に貢献していくことが我が国に強く期待されているところであります。このため、科学研究費の拡充に努めるとともに、若手研究者の育成に格段の努力を払つてまいります。また、近年

の学術研究の進展に対応し、国立天文台を創設するなど研究体制の整備充実を図つてまいります。さらに、加速器科学、宇宙科学、生命科学等の重要基礎研究や、民間等との共同研究の推進を図つてまいりる所存であります。

第五は、私学の振興についてであります。私立学校は、それぞれの建学の精神に基づいた個性豊かな教育研究を実施しており、我が国の学校教育の普及充実に多大の貢献をしてきております。このような私学の果たす役割の重要性にかんがみ、引き続き教育研究条件の維持向上に努めてまいりる所存であります。

また、専修学校につきましては、生涯学習振興の観点から、社会の多様な要請に応じた特色ある教育の一層の振興を図るため、今後一層充実した指導と育成に努めてまいります。

第六は、社会教育、体育・スポーツ及び文化の振興についてであります。今日、国民の間には、社会の変化に適応し、人生八十一年型社会にあつて、心身ともに健康で豊かな人生を送るため、生涯にわたつて、学習の機会を持ち、文化や体育・スポーツに親しみたいという要望が高まっております。

このため、文部省におきましては、生涯学習社会への移行という基本的視点を踏まえつつ、社会教育の一層の振興を図つてまいります。また、生涯スポーツ活動の振興に引き続き努めることとし、昭和六十三年度においては、新たにスポーツ・レクリエーションの全国的な祭典を開催するとともに、一定の地域をスポーツ活動等の場として総合的かつ重点的に整備するための施策について所要の調査研究を進めることとしております。

また、本年開催されるソウル・オリンピックを初め、各種の国際競技会における我が国選手活躍に対する国民の期待も大きいことから、国際競技力向上のための施策の充実にも力を入れてまいります。

さらに、伝統文化の継承と豊かな文化の創造に向けて、諸条件の整備など関係施策を推進すること

とが重要であります。このため、貴重な国民的財産である文化財の保存、活用を図るとともに、現代舞台芸術のためのセンターとなる第二国立劇場の設立の推進、国際的視野に立つた意欲的な芸術活動の推進、国民文化祭の開催など芸術文化の振興に努めてまいります。また、社会の進展に応じた著作権制度の改善を図ってまいります。

最後に、教育、学術、文化、スポーツの国際交流の推進についてであります。

我が国の国際的役割の増大に伴い、教育、学術、文化、スポーツの国際交流、協力の推進は、ますます重要な課題となっております。このため、留学生及び研究者の交流、国際共同研究、外国人に対する日本語教育の推進、語学指導等を行う外国青年招致事業の拡充等を行ってまいります。とりわけ留学生交流につきましては、二十一世紀初頭における十万人の留学生受け入れという長期的展望に立ち、広く国民各界各層の協力も得つつ、私費留学生に対する支援など受け入れ体制の整備充実を図ってまいります。また、研究者交流につきましては、外国人の若手研究者に対するフェローシップを創設することとしております。

同時に、海外勤務者の子女に対する教育につきましては、日本人学校等の整備充実を図るとともに、帰国子女受け入れ体制の充実にも引き続き努力してまいります。

以上、文教行政の当面する諸問題について所信の一端を申し述べました。

文教委員各位の一層の御指導と御協力をお願い申し上げます。

○委員長(田沢智治君) 次に、昭和六十三年文部省関係予算について、船田文部政務次官から説明を聴取いたします。船田文部政務次官。

○政府委員(船田元君) 昭和六十三年文部省所管予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

昭和六十三年の文部省予算につきましては、文教は国政の基本であるとの認識に立ち、教育、

学術、文化、スポーツの諸施策について、その着実な推進を図るため、臨時教育審議会の答申を踏まえ、所要の予算の確保に努めたところであります。

文部省所管の一般会計予算額は、四兆五千七百六十五億九千四百万円、国立学校特別会計予算額は、一兆八千八百八十三億四千二百万円となっております。

以下、昭和六十三年予算における主要な事項について、御説明申し上げます。

第一は、初等中等教育の充実に関する経費であります。

まず、義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の改善計画につきましては、いわゆる四十人学級の実施について、小学校は児童減少市町村以外のその他市町村内の学校の第三学年まで、中学校は児童減少市町村内の学校の第三学年まで、それぞれ施設余裕校校について実施することとしたほか、教職員配置についても所要の改善を行うこととしております。

次に、教職員の資質の向上を図るため、新規採用教員等研修、免許外教科担任教員研修、教員の海外派遣、教育研究グループ補助、教育研究団体への助成など、各種研修を実施することとしております。また、初任者研修制度につきましても、その円滑な実施を図るため、初任者研修の試行を拡充し、全都道府県、指定都市において実施することとしております。

道徳教育につきましては、児童生徒の豊かな人間形成を図る上で極めて重要な役割を担っていることにかんがみ、その一層の充実を図るため、家庭、地域社会との連携のもとに、率仕の体験、生活体験等を通じて道徳的実践力の育成強化を図る事業などを新たに実施することとしてしております。

次に、児童生徒の問題行動について適切に対処するとともに、児童生徒の健全な育成に資するため、自然教室推進事業の拡充を図るほか、引き続き生徒指導推進校の指定、生徒指導担当教員の研

修等の各般の施策を充実することとしてしております。

義務教育教科書の無償給与につきましては、これを継続することとし、所要の経費を計上いたしております。

幼稚園教育につきましては、保護者の経済的な負担の軽減を図るための幼稚園就園奨励費補助を行うなど、一層の振興を図ることとしております。

特殊教育につきましては、心身障害児の職業的自立のための進路指導等の実践研究を新たに実施するほか、特殊教育就学奨励費の充実など、その施策の振興に努めることとしております。

教育内容につきましては、その改善について、昨年末、教育課程審議会からの答申がありました。これを受けて学習指導要領等の改訂を行い、その趣旨の徹底を図ることとしております。また、学校におけるコンピュータ利用のあり方等についても引き続き研究を行うこととしてしております。

教育方法につきましては、その改善充実を図るため、引き続き総合的な調査研究を推進するほか、教育機器を利用した教育方法開発のための特別設備の助成等を行うこととしております。

また、海外子女教育、帰国子女教育につきましても、日本人学校を増設、児童生徒数の増加に対応し、派遣教員を増員するとともに、中国等帰国孤児子女教育研究協力校を拡充するなど、帰国子女受け入れ体制の整備を図ることとしてしております。

さらに、児童生徒等の健康の保持増進に係る事業の推進に努めるとともに、学校給食につきましても、豊かで魅力ある学校給食を目指して、学校給食施設設備の整備を図ることとしてしております。

次に、公立学校施設の整備につきましては、校舎等建物の新增築事業について所要の事業量を確保するとともに、児童生徒急増地域における小中学校校舎の新増築に係る特例措置の延長、部室

整備に対する補助制度の創設、吹きつけアスベストの改修に対する補助制度の拡充等の制度改善を行うこととし、これらに要する経費として、二千六百七十六億円を計上いたしております。

なお、定時制及び通信教育の振興、理科教育及び産業教育の振興、英語教育の充実、地域改善対策としての教育の振興など各般の施策につきましても所要の経費を計上いたしております。

第二は、私学助成に関する経費であります。

まず、私立の大学等に対する経常費補助につきましては、昭和六十三年度に対して十億円増の二千四百五十三億五千万円を計上いたしております。このほか、教育研究装置施設整備費補助についても、大学院最先端装置、情報処理教育装置等の整備を図ることとし、昭和六十三年度に対して二十億円増の七十四億円を計上するなど、教育研究の推進に配慮いたしております。

また、私立の高等学校から幼稚園までの経常費助成を行う都道府県に対する補助につきましても、昭和六十三年度に対して十億円増の七百三十五億円を計上いたしております。

日本私学振興財団の貸付事業につきましては、政府出資金二億五千万円及び財政投融資資金からの借入金二百二十七億円を計上し、自己調達資金と合わせて五百七十億円の貸付額を予定いたしております。

また、専修学校につきましても、職業教育の高度化を推進するための所要経費を新たに計上するとともに、教員研修事業等に対する補助、大型教育装置に対する補助の拡充等を図るなど、専修学校教育の一層の振興を図ることとしてしております。

第三は、高等教育の整備充実に関する経費であります。

まず、大学入試の改善につきましては、昭和六十五年入試から臨時教育審議会答申を踏まえた入試改革を実施することを目途に、大学入試センターの所掌事務の変更等の所要の準備を進めていくこととしております。

また、国立大学の整備につきましては、総合研究大学院大学を創設するとともに、三重大学に医療技術短期大学部を併設するほか、十八歳人口急増に伴う大学入学志願者の急増に適切に対処するなど、教育研究上緊急なものについて、整備充実を図ることとしております。

このほか、特に、大学院につきましては、最先端設備の拡充を図るとともに、教育研究上必要性の高い研究科、専攻の新設等を行うこととしております。

附属病院につきましては、教育、研究、診療上特に必要性の高い分野及び社会的要請の強い分野について、診療科、救急部等を新設するなど、その充実を図ることとしております。

なお、国立大学の授業料につきましては、諸般の情勢を総合的に勘案し、昭和六十四年度入学者から、これを改定することとしております。

次に、育英奨学事業につきましては、昭和六十三年から奨学金貸与人員を増員するなど、その改善を図ったところであり、政府貸付金七百三十九億円、財政投融資資金三百三十億円と返還金とを合わせて、一千五百六十三億円の学費貸与事業を行うこととしております。

また、公立大学につきましては、医科大学、看護大学等の経常費補助及び新たに整備を図ることとした情報処理教育設備を含めた教育設備整備費等補助について、所要の助成を図ることとしております。

このほか、大学改革を推進するため、我が国の高等教育に関する基本的事項について調査審議する大学審議会の運営、放送大学の受講の機会を拡大するための地区センターの設置等放送大学学園の整備等の各般の施策につきましても、所要の経費を計上いたしております。

第四は、学術の振興に関する経費であります。まず、科学研究費補助金につきましては、独創的、先端的な研究を推進し、我が国の学術研究を格段に発展させるため引き続き拡充を図ることとし、昭和六十二年度に対して三十八億円増の四百

八十八億八千万円を計上いたしております。

次に、重要基礎研究につきましては、加速器科学、宇宙科学、生命科学等の一層の推進を図ることとし、これら重要基礎研究に要する経費として五百六十五億円を計上いたしております。

また、学術研究体制の整備につきましても、国立天文台を創設するとともに、すぐれた若手研究者の育成に資するための特別研究員制度の拡充、大学と民間等との共同研究の充実を図るなど各般の施策を進めることとしております。

第五は、社会教育の振興に関する経費であります。まず、地域における社会教育活動の拠点となる公立社会教育施設につきましては、引き続きその整備を図ることとし、このために必要な経費として七十九億円を計上いたしております。

また、生涯学習の観点から、地域全体で生涯学習に取り組み体制の整備及びその推進を図るとともに、青少年、成人、婦人、高齢者などの各層に対する学習機会の提供、地域活動の促進、新たなメディアの活用等による多様な学習情報の提供に努めるほか、社会教育主事、社会教育指導員等の養成確保、民間の社会教育活動の推進にも努めることとして、所要の経費を計上いたしております。

さらに、青少年の健全育成に資するため、青少年の野外活動や家庭教育の充実に努めるとともに、青少年に豊かな生活体験の機会を提供する少年自然の家につきましては、福岡県夜須町に第十一番目の国立少年自然の家を開設し、また、山口県徳地町に置く第十二番目の少年自然の家の設立準備を行うなど計画的な整備を進めることとしております。

このほか、国立オリンピック記念青少年総合センターについては、施設の総合的整備のため、構想をまとめるとともに、基本設計を進めるための所要の経費を計上いたしております。

第六は、体育・スポーツの振興に関する経費であります。

まず、国民の体力つくりとスポーツの普及振興につきましては、広く体育・スポーツ施設の整備を進めるため、社会体育施設及び学校体育施設の整備に要する経費として昭和六十二年度に対して二十三億円増の百六十八億円を計上いたしております。

また、学校体育につきましては、体育指導の充実強化に努めるとともに、学校体育大会の補助につきましても所要の経費を計上いたしております。

さらに、生涯スポーツ推進の観点から、新たに全国スポーツ・レクリエーション祭を開催するとともに、家庭、学校、地域における体力つくり事業の充実を努め、たくましい青少年の育成と明るく活力ある地域社会の形成に資することとしております。

このほか、日本体育協会の行う選手強化事業や国際交流事業等に対して引き続き補助を行うこととし、特にソウル・オリンピック選手強化特別対策事業につきましては、その拡充を図っております。さらに、国民体育大会の助成など各般の施策につきましても所要の経費を計上いたしております。

第七は、芸術文化の振興と文化財保護の充実に関する経費であります。

まず、芸術創作活動の奨励につきましては、芸術関係団体の創作活動に対する補助、芸術祭、芸術家研修等を行うための経費のほか、新たに民間等の協力も得て、国の内外において意欲的な公演を実施する芸術活動の特別推進事業の経費を計上いたしております。

また、文化の普及につきましては、こども芸術劇場、青少年芸術劇場、中学校芸術鑑賞教室、移動芸術祭等を実施し、国民文化祭を開催するための経費を計上するとともに、中国引揚者や外国人のための日本語教育等に係る所要の経費を計上いたしております。

次に、文化財保護につきましては、国民の貴重な文化遺産の保存、活用を図るため、国宝、重要

文化財等の保存整備、埋蔵文化財の発掘調査、史跡の整備・公有化を進め、また天然記念物の保護及び食害対策を進めるとともに、国立劇場の事業を充実するなど、伝統芸能等の保存伝承を図ることとしております。

また、文化施設の整備につきましては、地域社会における文化振興の拠点となる文化会館、歴史民俗資料館等の地方文化施設の整備を図るとともに、国立文化施設については、かねてより準備を進めております第二国立劇場について、実施設計に着手することとし、そのための経費を計上いたしております。

第八は、教育、学術、文化の国際交流、協力の推進に関する経費であります。

まず、発展途上国への協力等の観点から、外国人留学生の受け入れの拡充、受け入れ体制の整備、日本語教育の充実等を図るとともに、私費留学生に対する施策を充実し、大学等はもとより民間団体など各方面の協力も得ながら、二十一世紀を目指して留学生に関する事業を積極的に推進することとし、そのために要する経費として百八十三億円を計上いたしております。

さらに、ユネスコを通じた教育協力、国連大学への協力等についてもその推進を図ることとしております。

また、学術の国際交流、協力を推進するため、諸外国との研究者交流、特に次代を担う外国人若手研究者の受け入れを拡充するとともに、各種の国際共同研究、拠点大学方式による発展途上国との学術交流の促進を図ることとしております。

第九は、教育改革の総合的推進等に関する経費であります。

ただいま御説明いたしましたように、教育改革の着実な推進を図るため所要の経費を計上いたしておりますが、このほか教育改革に関する施策を円滑かつ効果的に推進するため、総理府に臨時教育改革推進会議（仮称）を新たに設置することに伴う関連経費を計上するとともに、地方公共団

体等への教育改革に関する研究委託、民間の調査研究機関等を活用しての時代の進展や社会の変化に対応した文教政策の立案に関する総合的調査研究、入学時期に関する調査研究などを実施するための経費を計上いたしております。

以上、昭和六十三年度の文部省所管の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第であります。

何とぞ、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(田沢智治君) 以上で文部大臣の所信及び昭和六十三年文部省関係予算の説明聴取を終わります。

なお、本件に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時七分散会

二月二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和六十二年まで」を「昭和六十七年度まで」に、「及び昭和六十二年」を「昭和六十六年度まで」の各年度に改める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の義務教育諸学校施設費国庫負担法附則第三項の昭和六十三年に係

る規定は、昭和六十三年の予算に係る国の負担並びに昭和六十三年の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担及び昭和六十三年の歳出予算に係る国の負担で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用する。

(新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

3 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和六十二年まで」を「昭和六十三年まで」に、「及び昭和六十二年」を「昭和六十三年まで」の各年度に改める。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

4 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中第一号に掲げるものについては昭和六十年度及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特別に係る部分に、第四号に掲げるものについては昭和六十年度及び昭和六十一年度及び昭和六十三年度までの各年度に改める。

附則第七項中及び昭和六十二年「を」から昭和六十三年度までの各年度に、「昭和六十二年まで」を「昭和六十三年度まで」に改める。

二月五日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学助成に関する請願(第二〇号)

一、私学助成の増額に関する請願(第二二〇号)

(第三〇号)

一、学校事務職員等の職制の整備確立に関する請願(第三三〇号)

一、私学助成大幅増額に関する請願(第三八四号)

一、私学への助成の大幅増額に関する請願(第四〇号)

一、私学助成の大幅増額に関する請願(第四一四号)

一、私学への助成の大幅増額に関する請願(第四二二号)

一、学校事務職員等の職制の整備確立に関する請願(第四三三〇号)

一、私学への助成の大幅増額に関する請願(第四四八号)

一、私学助成の大幅増額に関する請願(第四九四号)

一、私学への助成の大幅増額に関する請願(第五〇号)

一、私学助成の充実に係る請願(第五二二号)

一、私学への助成の大幅増額に関する請願(第五三三〇号)

一、私学への助成の大幅増額に関する請願(第五四四号)

一、私学への助成の大幅増額に関する請願(第五五二二号)

一、私学への助成の大幅増額に関する請願(第五六三三〇号)

一、私学への助成の大幅増額に関する請願(第五七四四号)

る願いであり、また、今日、国際的に見ても、教育は公費によるべきことが、大きな歴史の流れとなつてゐる。さらに、今日の教育荒廃を克服するためにも、四十人学級の早期実現、大規模校の解消などは、多くの父母・国民の切実な要求となつてゐる。ついで、このような立場に立ち、昭和六十三年私学関係予算において、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、私学の経常費の五十パーセント補助の速やかな実現と、学費値上げをしなくともすむ大幅な私学助成を行うとともに、国・公・私立間の教育条件の格差解消を図るための助成措置を行うこと。

二、父母負担の軽減と国・公・私立間の学費格差の縮小のため、授業料助成を実現すること。

三、四十人学級の早期実現、大規模校の解消を図るための助成措置を行うこと。

四、過疎地帯私学に対する特別助成を昭和六十三年以降も引き続き継続し、適用地域についての改善を行うこと。

五、日本育英会奨学金の有利子化と返還期間の短縮をやめ、返還免除制度を維持するとともに、貸与人員の拡大と増額を行うこと。

六、父母の教育費支出に対する課税控除措置を講ずること。

第二一〇号 昭和六十二年十二月二十八日受理

私学助成に関する請願

請願者 長崎市深堀町一ノ六一ノ三 松岡徹 外千九百九十九名

紹介議員 宮島 渥君

教育改革が国民の重要関心事となつてゐる現在、私学の教育・研究を一層充実、発展させることは、日本の社会にとつて欠くことのできない課題となつてゐる。私学助成を更に拡充し、国・公・私立間の格差をなくし、父母負担の限界にきてゐる私学の授業料等学費を軽減することは、国民の切

る願いであり、また、今日、国際的に見ても、教育は公費によるべきことが、大きな歴史の流れとなつてゐる。さらに、今日の教育荒廃を克服するためにも、四十人学級の早期実現、大規模校の解消などは、多くの父母・国民の切実な要求となつてゐる。ついで、このような立場に立ち、昭和六十三年私学関係予算において、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、私学の経常費の五十パーセント補助の速やかな実現と、学費値上げをしなくともすむ大幅な私学助成を行うとともに、国・公・私立間の教育条件の格差解消を図るための助成措置を行うこと。

私学助成の増額に関する請願

請願者 福岡県春日市宝町二ノ二五ノ三 森敏昭 外二万三千六百十名

紹介議員 福田 幸弘君

九十七万三千五百七十円(文部省調査)となり、高校以下についても、授業料等学費の値上げが更に進んでいる。例えば子供一人にかかる一か月の教育費は、高校の場合、公立で二万八千四百五十一円、私立で五万三千九百七十四円(東海銀行調査)となっており、私学の教育費の父母負担は、既に限界を超えている。さらに、私学助成の削減状況は、教育・研究条件の低下をもたらした、学生・生徒の急減期を控え私学危機を一層加速するものとなつてゐる。今日、私学の教育は、大学から中学・高校・幼稚園に至るまで、憲法・教育基本法の下で、公教育の重要な一翼を担つてゐる。私学助成の大幅増額で父母負担の軽減を図り、国・公・私立間の不当な格差の解消を目指すことは、国民の切実な要求であり、当面する教育改革の上からも国が負うべき緊急課題の一つである。ついでには、昭和六十三年年度の私学関係予算において、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、私学の経常費の五十パーセント補助の可及的速やかな実現と、学費値上げをしなくともすむ大幅な私学助成を行うとともに、国・公・私立間の教育・研究条件の格差解消を図るための助成措置を行うこと。

二、父母負担の軽減と国・公・私立間の学費格差の縮小のため、授業料助成を実現すること。

三、四十人学級の早期実現、三十五人学級以下学級の実現を目指す助成措置を行うこと。

四、私立高校以下に対する経常費の抜本的増額と富嶺県に対する減額措置をやめ、過疎地帯の私学に対する特別助成の財源措置を拡充すること。

五、奨学金の有利化をやめ、返還免除制度を維持するとともに、貸与人員の拡大と増額を行うこと。

六、老朽校舎の改築や設置基準を充実するための施設設備の拡充を図るために必要な財源措置を行うこと。

を講ずること。

第三〇号 昭和六十三年一月七日受理
私学助成の増額に関する請願

請願者 福岡県八女郡広川町大字川上二四ノ二 稲富正敏 外三万七千四百九十名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三三〇号 昭和六十三年一月七日受理
学校事務職員等の職制の整備確立に関する請願

請願者 愛媛県宇和島市文京町一ノ一 山下茂徳

紹介議員 仲川 幸男君

現在、小中高校等の各学校には、直接教育に携わる教育職員以外に、事務職員、学校図書館職員、学校栄養職員、技術職員等各種の職員が置かれ、それぞれ重要な役割を果たしている。ところが、教員以外の事務職員等については、その職務内容・役割・責任、学校運営上の位置づけ等が必ずしも十分に整備されているとはいえない現状である。ついでには、学校の適正かつ一体的運営を確保するため、これら教職員の職制の整備確立について検討の上、その実現を図られたい。なおその際、特に、高等学校の事務長を始め事務職員が、文書・統計その他の庶務、会計、施設設備の整備等広範多岐にわたる重要な職務に従事していることにかんがみ、その職制の整備確立と処遇改善についても配慮されたい。

第三四号 昭和六十三年一月八日受理
私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 大阪府南区谷町七ノ一ノ三九ノ一 〇二 北村雅種 外千名

紹介議員 市川 正一君

臨教審路線による私学助成抑制・廃止の動向は、学費値上げと教育条件低下をもたらした。父母・生徒・教職員に耐え難い困難と不安を強いっている。このような事態を一日も早く解決し、子どもの成長を保障するためには、私学助成の大幅増額が緊急に必要であり、これは軍事費や大企業本位の予算を削ることでは十分可能である。ついでには、次の事項について速やかな実現を図られたい。

一、これ以上の学費値上げをやめさせ、四十人学級の実現など教育条件改善のため、私立高校への経常費助成を大幅に増額すること。また、過疎特別助成を継続・拡充すること。

二、父母負担軽減のため、私立高校生への授業料軽減直接補助を早急に実施すること。

第二二号 昭和六十三年十二月二十八日受理

七、父母の教育費支出に対する課税控除の措置

三、奨学金制度の抜本的拡充を図り、貸与制を給付制に改めること。

四、老朽校舎建て替えなどのため、私立高校への施設費補助を実施すること。

第三八号 昭和六十三年一月八日受理
私学助成大幅増額に関する請願

請願者 佐賀市駅前中央二ノ九ノ一〇 溝口一人 外一万名
紹介議員 大塚清次郎君

今日、私学の教育は大学から中・高・幼稚園に至るまで、憲法・教育基本法の下で公教育の重要な一翼を担っている。私学助成の大幅増額で、限界にきている父母負担の軽減を図り、国公・私立間の不当な格差の解消を目指すことは、国民の切実な要求であり、当面する教育改革の上からも国が負うべき緊急課題の一つである。ところが昭和六十二年度の私学関係の予算は、私大経常費が前年比〇・二パーセント増、高校以下の経常費が〇・七パーセント増となつたものの、私学助成は過去六年間にわたつて抑制・削減されてきた結果、物価上昇などに伴う自然増などを併せ考えた場合、実質的には極めて大幅な削減となつてゐる。こうした実状の下で、学費値上げの状況が急速に広がり、私学の教育費の父母負担は既に限界を超えている。さらに、私学助成の削減状況は、教育・研究条件の低下をもたらし、学生・生徒の急減期を控へ私学危機を一層加速する。ついでに、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、私学の経常費五十パーセント補助の速やかな実現と、学費値上げをしなくすむ大幅な私学助成の措置を行うこと。
二、父母負担の軽減と公・私立間の学費格差の縮小のための授業料助成を実現すること。
三、四十人学級の早期実現と三十五人以下学級の実現を目指す助成措置を行うこと。
四、過疎地帯の私学に対する特別助成を昭和六十三年度以降も引き続き継続し、財源措置を拡充すること。

五、父母の教育費支出に対する課税控除措置を講ずること。

第四〇号 昭和六十三年一月十一日受理
私学への助成の大幅増額に関する請願

請願者 長野県松本市征矢野二ノ一二ノ一 二 酒井ことみ 外九百九十九名
紹介議員 村沢 牧君

多くの国民の期待に反して、私学助成は、昭和六十二年度は微増であつた。過去六年間、抑制・削減されて実質的には削減ともいえる。この結果、父母・生徒・教職員には耐え難いものとなつてゐる。ついでに、このような事態を一日も早く解消し、公教育の一翼を担っている私学の教育条件をよくするため、次の事項について実現を図られたい。

一、私学の学費値上げを抑へ、公・私立四十人学級実現と私学の教育条件改善のため、経常費の五十パーセント補助の実現など大幅な私学助成の増額を行うこと。
二、父母負担軽減のため授業料補助を実現すること。
三、私立高校等に対する経常費を大幅に増額し、富裕層に対する減額措置をやめ、また、過疎県私学への私学助成を増額すること。
四、老朽校舎の改築や設置基準を充実するため施設補助を増額すること。
五、奨学金制度の抜本的改善を図り、貸与人数の拡大と増額を行うこと。

第四一〇号 昭和六十三年一月十二日受理
私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 兵庫県川西市湯山台一ノ三七ノ四 松尾強 外九百九十九名
紹介議員 西川 潔君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。
第四二〇号 昭和六十三年一月十二日受理
私学への助成の大幅増額に関する請願

請願者 長野県飯田市三日市場 中島太郎 外九百九十九名
紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四三〇号 昭和六十三年一月十二日受理
学校事務職員等の職制の整備確立に関する請願

請願者 香川県高松市番町三ノ一ノ一 齊藤嘉之
紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第三三号と同じである。

第四四〇号 昭和六十三年一月十二日受理
私学の助成に関する請願

請願者 香川県高松市木太町六区 溝渕修三 外九百九十九名
紹介議員 平井 卓志君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第四五〇号 昭和六十三年一月十三日受理
私学への助成の大幅増額に関する請願

請願者 長野県飯田市丸山町一ノ五、九九七ノ一 北原哲二 外九百九十九名
紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第四六〇号 昭和六十三年一月十四日受理
私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 大阪府八尾市長池町一ノ二二 念庵人 外九百九十九名
紹介議員 香取タケ子君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。
第五〇〇号 昭和六十三年一月十六日受理
私学助成の増額に関する請願

紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第五二〇号 昭和六十三年一月十八日受理
私学助成の充実に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一 岩手県議会内 菅三郎
紹介議員 高橋 清孝君

学校教育における私立学校の重要性にかんがみ、私学助成について特段の配慮をされたい。

理由
私立学校は、建学の精神と独自の校風に基づく教育理念により、公教育の一翼を担い、学校教育の拡充、発展に寄与してきている。このため、岩手県においても従来から私学助成の充実に努めてきたところであるが、私立学校の経営基盤は、依然として厳しい環境に置かれてゐる。このようなことから、教育条件の維持向上と父母の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全化に資するため、運営費の増額などの助成の一層の充実が求められる。よつて、国はこのような実情を勘案し、私学助成について特段の配慮をすべきである。

第五三〇号 昭和六十三年一月十八日受理
私学の助成に関する請願

請願者 広島県福山市千田町坂田五一三 城戸恵子 外九百九十九名
紹介議員 宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第五四〇号 昭和六十三年一月二十一日受理
障害者の学ぶ権利の保障に関する請願

請願者 東京都江戸川区松江七ノ二一ノ二 四 菊池忠一 外四千九百九十九名
紹介議員 上田耕一郎君

昭和五十六年の国際障害者年は、人間として平等に生きていくという障害者の願いが実を結び、国連の呼び掛けした障害者の社会参加を広げ、平等の

権利が保障される絶好の機会として、大きな期待をもつて迎えられた。政府も国際障害者年の十年に実施すべき施策を、障害者対策に関する長期計画にまとめた。しかし、政府による国庫補助金削減を始めとする臨調・行革の教育切捨てによつて、障害があるというだけで、成人になつても自立できず、家族の負担と援助に頼るほかに生きる道を閉ざされている障害者は少なくない。政府は、昭和六十二年を国連・障害者の十年の中間年とするともに、障害者対策に関する長期計画の後期重点施策を策定した。ついで、昭和六十二年からの障害者の権利宣言を障害者施策に具体化するため、次の事項について実現を図られた。

一、幼児教育、義務教育、高校教育を受けることができるよう、教職員・教材費を増やすなど、教育条件をよくすること。また、希望する子どもが、高校教育を受けられるよう養護学校高等部を増やすとともに、普通高校にも入れるように条件を整えること。

第一二二号 昭和六十三年一月二十一日受理
障害者の学費・権利の保障に関する請願

請願者 京都市西京区松尾東ノ口町一三ノ二 井上勝一 外四千九百九十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一一三三号 昭和六十三年一月二十一日受理
障害者の学費・権利の保障に関する請願

請願者 長崎県佐世保市権常寺町一、〇九三ノ一二 川本敏光 外四千九百九十九名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一一四四号 昭和六十三年一月二十一日受理
障害者の学費・権利の保障に関する請願
請願者 岡山市浜一ノ二〇ノ三六 伊月富

貴子 外二千九百九十九名
立木 洋君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一一五五号 昭和六十三年一月二十一日受理
障害者の学費・権利の保障に関する請願

請願者 埼玉県浦和市上大久保九〇四ノ一〇 渡谷千鶴子 外四千九百九十九名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第一二二二号 昭和六十三年一月二十二日受理
私学への助成の大幅増額に関する請願

請願者 長野県岡谷市湊四ノ一〇ノ二三 武田雄一 外九百九十九名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第一二五五号 昭和六十三年一月二十五日受理
私学への助成の大幅増額に関する請願(二通)

請願者 神戸市長田区房王寺町二ノ二 松尾博 外千九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君
私学助成の削減・抑制は、毎年の学費値上げを引き起こしている。加えて私立学校の教育・研究条件低下をもたらし、さらに、学生・生徒の急減期を控え、私学教育の危機を一層深刻なものにしている。この事態は、できるだけ速やかに二分の一補助とするよう努力するとして私立学校振興助成法成立時の国会の附帯決議からみても、極めて遺憾なことである。また、四十人学級から三十五人学級の表現は、教育荒廃の要因を克服するためにも、私学の将来展望の上からも、多くの父母・国民の強く求めている課題である。ついで、国際的な流れになつていく教育無償化の原則に立つて、父母負担の限界にきている私学の学費を軽減し、国民の切実な教育改革の要求にこたえるため、昭和六十三年度予算において、次の事項につ

いて速やかに実現を図られた。

一、私学経常費五十パーセント補助の速やかな実現と、国・公・私立間の教育・研究条件格差の解消を図るための大幅な助成措置を行うこと。

二、父母負担の軽減と国・公・私立間の学費格差の縮小のため、授業料直接助成を実現すること。

三、四十人学級の早期実現と、三十五人学級への移行を目指すための助成措置を行うこと。

四、過疎地私学に対する特別助成の財源措置を拡充すること。

五、奨学金制度の抜本的拡充を図り、貸与制を給付制に改めること。

六、老朽校舎の建て替えなどのため、私学への施設・設備補助を実現すること。

第一三二二号 昭和六十三年一月二十六日受理
私学助成大幅増額等に関する請願

請願者 京都市北区等持院西町五一 杉本頼正 外九百九十九名

紹介議員 神谷信之助君
私立学校は、公教育の重要な一翼を担っており、私立学校の教育条件を改善して国・公立学校との格差をなくし、父母の学費負担を軽減することは国民の切実な要求となつていく。しかし、第二次臨時行政調査会の答申に基づく私学助成の抑制・削減によつて、私立学校は今、新たな危機の中におかれている。昭和六十一年度実施された東京・神奈川・愛知三都県に対する不交付団体を理由とした五パーセントの国庫補助削減措置は昭和六十一年度予算でも継続されたが、これは従来の私学助成の在り方を変更するものとして重大である。このような私学助成の抑制・削減は、私学の学費値上げや教育条件の低下をもたらしている。また四十人学級の即時完結、三十五人学級の実現は、教育荒廃を克服するためにも、国民の願いにこたえ、教育の充実発展を図っていくためにも重要である。今、教育に切実に求められているのは、

一人一人の子どもが健やかに成長し、十分な基礎学力を身につけていくための条件を拡充し、私立学校における学費の父母負担を軽減することである。ついで、次の事項について実現を図られた。

一、父母負担を軽減するために、授業料等学費に対する直接的な助成を実現すること。

二、父母の学費負担を軽減し、教育条件を改善するために、私学助成を大幅に増額するとともに、当面、経常費に対する五十パーセント補助を速やかに実現すること。

三、高校以下の経常費に対する不交付団体を名目とした減額措置を直ちにやめること。

四、公立小・中・高校における四十人学級を即時完結し、三十五人学級の実現を図るとともに、過大規模校における学校規模の適正化を行うこと。

五、設置基準への到達に必要な教職員定員増と、施設設備の充実を図るため、必要な助成財源を計上すること。

六、過疎地域私学に対する特別助成の基準を改善し、助成額を大幅に増額するとともに、昭和六十三年度以降も継続すること。

二月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学への助成の大幅な増額に関する請願(第一五二号)

一、私学の助成に関する請願(第一五二二号)

一、学校事務職員等の職制の整備確立に関する請願(第一五三三号)

一、私学への助成の大幅な増額に関する請願(第一五六号)

一、私学助成の大幅増額に関する請願(第一五五九号)

第一五一五号 昭和六十三年一月二十九日受理
私学への助成の大幅な増額に関する請願
請願者 神戸市垂水区乙木二ノ一ノ四 安

岡史訓 外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一二五号と同じである。

第一五二号 昭和六十三年一月二十九日受理

私学助成に関する請願

請願者 広島市東区上温品二ノ五ノ一〇

小田直致 外九百九十九名

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第一五三三号 昭和六十三年一月二十九日受理

学校事務職員等の職制の整備確立に関する請願

請願者 長野県塩尻市大字広丘高出四ノ四

関澤治重

紹介議員 向山 一人君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第一五六号 昭和六十三年二月二日受理

私学への助成の大幅な増額に関する請願

請願者 兵庫県加東郡東条町長貞四三〇

八尾陽三 外九百九十九名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第一二五号と同じである。

第一五九号 昭和六十三年二月二日受理

私学助成の大幅増額に関する請願(二通)

請願者 兵庫県西宮市上ヶ原四ノ三ノ一〇

ノ三〇二 西原純一 外千九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

二月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学助成の増額に関する請願(第一七八号)(第一八八号)(第一九六号)(第二〇七号)

第一七八号 昭和六十三年二月五日受理

私学助成の増額に関する請願

請願者 北九州市小倉北区中井一ノ三八ノ

九 田中茂夫 外千九百九十九名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一八八号 昭和六十三年二月五日受理

私学助成の増額に関する請願

請願者 北九州市小倉北区室町二ノ三ノ二

松原文子 外二万五千六百二十九名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九六号 昭和六十三年二月九日受理

私学助成の増額に関する請願

請願者 福岡県三潴郡三潴町田川一、六〇

四ノ一四 内野清治 外四百二十七名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇七号 昭和六十三年二月十日受理

私学助成の増額に関する請願

請願者 福岡県久留米市安武町安武本七二

八 龜山勝樹 外二万三千九百九十六名

紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

二月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学助成の増額に関する請願(第二〇八号)

一、私学への助成に関する請願(第二〇九号)(第二一〇号)

一、私学助成の増額に関する請願(第二一三

号)(第二一五号)

一、私学への助成に関する請願(第二一七号)

一、学校事務職員等の職制の整備確立に関する請願(第二二二号)

一、大学院の研究条件の改善等に関する請願(第二八七号)

一、国立大学寄宿料値上げ反対に関する請願(第二八八号)

一、私学助成増額、四十人学級の実現に関する請願(第三二四号)

第二〇八号 昭和六十三年二月十二日受理

私学助成の増額に関する請願

請願者 福岡県春日市下白水一、一八四ノ

九 森法儀 外千八百三十四名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇九号 昭和六十三年二月十二日受理

私学への助成に関する請願

請願者 福岡県郡山市池ノ台一ノ一 西

村陽勝 外千五百三十五名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二一〇号 昭和六十三年二月十二日受理

私学への助成に関する請願

請願者 福岡県郡山市安積町牛庭三ノ一〇

八ノ二 吉田剛 外六百十二名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二一三三号 昭和六十三年二月十二日受理

私学助成の増額に関する請願(十三通)

請願者 福岡市城南区长尾五ノ一八ノ七

横尾裕文 外四万二千四百六十名

紹介議員 本村 和喜君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二一五号 昭和六十三年二月十五日受理

私学助成の増額に関する請願

請願者 福岡県久留米市青峰二ノ六ノ三

掛橋孝行 外千九百九十九名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二二七号 昭和六十三年二月十六日受理

私学への助成に関する請願

請願者 広島県尾道市向東町一、二二七ノ

五 丸山年昭 外十四名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二二二号 昭和六十三年二月十六日受理

学校事務職員等の職制の整備確立に関する請願

請願者 徳島市城南町二ノ二ノ八八 東普

次

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二二七号 昭和六十三年二月十八日受理

大学院の研究条件の改善等に関する請願

請願者 京都市伏見区深草大亀谷六鉢町三

六ノ一ノ二〇一 堂野前等 外二

千四百五十名

紹介議員 佐藤 昭夫君

大学院を含めた高等教育は、貧困な文教政策の下で非常に劣悪な研究・教育条件の下におかれてきた。特に、大学院生は、研究旅費が支給されないこと、奨学金が貸与制かつ低学であること、オーパー・ドクター問題が大学増設の抑制等によつて深刻化してきたことなどによつて大きな問題を抱えている。このような状況は、現在の臨調・行革路線による文教予算抑制によつて、ますます拍車がかけられている。このような状況を打開するため、抜本的対応、改革が必要なのは言うまでもないが、現在進められつつある大学院改革は、その手続きと内容の両面において相当な問題が存在している。例えば、東京大学における大学院重点化構想や総合研究大学院、先端技術大学院などの

改革案は、その作成に当たつて、学生や大学院生も含めた大学や研究機関等の関係者による幅広い議論を抜きにしたまま、非公開の内に進められていたものであり、大学関係者の総意に基づく改革とは到底言えない。研究機関や大学等の改革に当たつては、大学の自治や学問の自由を尊重し、改革の検討過程・内容等を公開するとともに、関係諸団体と協議の上、同意が得られないならば、行われるべきではない。また、改革は、文教予算の抑制とそれに伴う産学共同等の民間資金の導入、そしてその中で一部の大学の特権化、エリート化の方向で行うのではなく、大学間格差を解消し、高等教育全体の水準を引き上げる方向で行われるべきである。ついでに、大学院生の研究条件を改善し、学問研究を発展させるために、次の事項について実現を図りたい。

一、文教予算の拡充により公的負担の増大を図ること。また、その配分に当たつては特定分野に偏ることなく、積算校費や私学助成の大幅な増額を行うこと。

二、大学院生の研究、教育、生活条件の調査を行い、その改善を目指すこと。授業料の引下げ、奨学金の増額・給与制化・採用枠の拡大、研究旅費の支給、特別研究員の拡充等を行うこと。また、授業料免除制度の改善を取りやめること。

三、大学教員の評価制度及び任期制の導入によつて、研究者の地位を流動化し、結果として学問の自由を侵害するようなことは行わないこと。

四、大学教員や研究機関の研究職を大幅に拡充することにより、オーバー・ドクター問題の解決を目指すこと。

五、大学を特定企業の利益に奉仕させる寄付講座の導入、並びに軍学共同に道を開くSDI等を推進する政策をとらないこと。

第二八八号 昭和六十三年二月十八日受理
国立大学寄附料値上げ反対に関する請願

昭和六十三年三月十四日印刷

請願者 京都市中京区西ノ京右馬寮町一

朱崔寮 迫民世 外四百八十三名

紹介議員 佐藤 昭夫君

昭和六十三年度政府予算案に、国立大学寄附料値上げ計画が盛り込まれた。文部省は値上げの理由に、学生寮の改修など寄宿環境の整備を挙げている。学生寮は、憲法・教育基本法に定められた政府・文部省の責任である、教育の機会均等を保障する厚生施設としての役割を有する。文部省が学生寮の条件整備を怠り、状態悪化を放置しておきながら、寄宿環境の整備を理由として寮生から予算をとることは、政府・文部省の責任放棄である。既に現在、文部省の学生寮に対する責任放棄は甚だしく、例えば、新規格寮に対しては、寮生の納める寄宿料総額より少ない予算しかおきていない。このことは、経済的援助を受けるべき寮生から、逆に金を取つていいる現状を示している。ついでに、学生寮の厚生の機能を発揮させるため、次の事項について実現を図りたい。

一、国立大学寄附料値上げを行わないこと。

二、学生寮に対する国費助成を増額すること。

第三二四号 昭和六十三年二月十八日受理

私学助成増額、四十人学級の実現に関する請願

請願者 熊本市戸島町一、八六二ノ五 上

村洋 外四万名

紹介議員 松前 達郎君

臨教審路線による私学助成削減・廃止の動向は、年々、学費の値上げと教育条件の低下をもたらしている。父母・生徒・教職員に困難と不安を強いっている。平和で明るく豊かな学園づくりを進めるためには、一日も早い私学助成の大幅増額が切望される。ついでに、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、私学の学費値上げを抑え、公・私立四十人学級早期実現と私学の教育条件整備のため、経常費の五十パーセント助成を速やかに実現すること。

二、父母負担軽減のため、授業料助成を実現する

昭和六十三年三月十五日発行

こと。

三、私立高校等に対する経常費の大幅な増額と地方交付税不交付部県への減額措置をやること。また過疎特別助成を継続、拡充すること。

四、奨学金制度の抜本的拡充を図り、貸与制を給付制に改めること。

三月四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、学校事務職員等の職制の整備確立に関する請願(第三二八号)

一、私学助成増額、四十人学級の実現に関する請願(第三四五号)

一、学校事務職員等の職制の整備確立に関する請願(第三四六号)

一、国立大学寄附料値上げ反対に関する請願(第三六四号)

一、私学助成の増額に関する請願(第三六九号)

第三二八号 昭和六十三年二月十九日受理

学校事務職員等の職制の整備確立に関する請願

請願者 石川県金沢市泉野出町三ノ一〇ノ

一〇 小泉三夫

紹介議員 嶋崎 均君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第三四五号 昭和六十三年二月二十二日受理

私学助成増額、四十人学級の実現に関する請願

請願者 熊本県飽託郡飽田町藤原一、一七

四 井上英雄 外五万二千名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第三二四号と同じである。

第三四六号 昭和六十三年二月二十二日受理

学校事務職員等の職制の整備確立に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷六ノ二ノ一

塚島久男

紹介議員 佐藤栄佐久君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第三六四号 昭和六十三年二月二十四日受理

国立大学寄附料値上げ反対に関する請願

請願者 岩手県盛岡市上田三ノ一八ノ一五

自啓寮 小野寺博穂 外六十七名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二八八号と同じである。

第三六九号 昭和六十三年二月二十五日受理

私学助成の増額に関する請願

請願者 福岡県筑後市西牟田三、四八一

永松美枝子 外二百五十一名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局